

諮問庁：国立大学法人東北大学

諮問日：平成29年2月23日（平成29年（独個）諮問第11号）

答申日：平成29年5月25日（平成29年度（独個）答申第5号）

事件名：本人を相手方としたハラスメント事案に係る総長からの指示の根拠が分かる文書等の一部開示決定に関する件（保有個人情報の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書1ないし文書4に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、一部開示した決定については、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、国立大学法人東北大学（以下「東北大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成27年5月14日付け総法文1322号による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立書

① 請求1について

「総長からの指示の根拠」が分かる文書を開示請求したが、この根拠は開示文書には一切記載されていない。「総長への報告」と「総長の指示」は全く別ものである。この2つを故意にあるいは無意識に混同しているのではないか。総長の権威を利用して裁量を逸脱するのは偽計者の常法であり、そのため大学が衰退するのも事実である。よって再度特定し、もし該当文書が存在しないのなら「総長からの指示の根拠」はなく特定関係人の逸脱行為と認められる旨判定し記載すべきである。特に「総長が個別事案につき個別の指示を出す」事は法規体系からもありえず不整合である。本学特定理事との面談機会に確認されたが、「総長が個別事案につき個別の指示を出す」事はありえず学内規定より抑止（禁止；職務分担規定）されて

いる。以上に文書の再特定・探索と全面開示を求め、異議を申し立てる。

② 請求2について

特定関係者は「総長からの指示」があったと主張しているが、開示文書にその記録は無く、また該当議事録記録類も存在していない。請求2の中で開示請求文書が3箇所で見つかり不自然とされており、不自然かつ矛盾である。有効期限も措置対象者所属部局長への連絡文書も欠如しているのであろうか。これで総長裁可の措置なのであるか。“小児の悪戯”の印象である。措置有効期限を定めた記録が存在しないのは不自然であり、総長の権威を用いた“私的虐待”を強く示唆する。請求1に係る記載も参照して欲しい。該当文書が存在しないのなら「総長からの指示の根拠」はなく特定関係人の逸脱行為と認められる旨判定し記載すべきである。よって文書の再特定・探索と全面開示を求め、異議を申し立てる。

③ 請求3について

開示請求文書が不自然とされており、不自然かつ矛盾である。申立人宛てには“奇妙な文書で不唐突”に通知しているのに学内措置組織宛て（特定組織 a，特定組織 b）の通知がないとは、やはり「総長からの指示」は私的文書（非公式無効文書）であり総長指示は“捏造”と思われる。よって真に総長裁量に基づくとは主張するならば、不自然は取り消し再度捜査し特定すべきである。

またメールは1件のみ開示されているが、この内容からも当時の杜撰さと被疑者虐待は明白で総長の裁量にも基づくとは到底読み取れない。開示請求に該当するメール連絡はこの外に複数件あり、それらの中で「特定部局施設の利用」は「職員との接触」がないようにする限り差し支えないとの連絡を受けている。これらを再特定し開示すべきである。事実、審査会への公的文書でこの旨明記している。以上より文書の再特定・探索と全面開示を求め、異議を申し立てる。

(2) 意見書

理由説明書（下記第3）の「2 諮問理由説明」に「（1）異議申立ての理由」と「（2）諮問の理由」の項目があり、今回は主にこれらの部分について意見を述べる。審査に当たっては、同書の「1 異議申立ての経緯」の記載が適正かを含め、これまで私が提出した文書および諮問庁から提供された関係文書や説明も参照し審査することを求める。

異議申立ての理由に関係する論点①，②，③に対して「（2）諮問の理由」で諮問庁側の立場から説明があるが、それらの記載は、上記論点に答えるものではなく、自己の根拠もあいまいな主張を論理性もなく繰り返すのみである。極めて不自然であり、提起された問題点に全く（あ

るいは一部しか) 答えていない。しかも論理としても運用事実としても虚偽ないし錯誤が多く含まれている。例えば、「学内内規より抑止されている」の記載は架空の説明であり事実ではない。「口頭で総長に報告」「総長からの指示も口頭」とあるがこのような重大事実の記録もなく、執行日の確認もできない。総長への報告や指示が記録にないのは不自然かつあり得ない。「原議書および措置有効期限が分かる文書はいずれも作成しておらず」などとは不自然かつあり得ない。措置の執行記録は極めて厳しく多重にされていることから、隠蔽と思慮される。「利用は行われていることが記述されているに過ぎず、当該文書の存在について記述されているものではない」とはきわめて不自然。これまでの経緯や実績と矛盾し、冤罪企図を証明していると思慮される。

諮問庁でも管理者からのハラスメント被害で特定部局X担当者等に相談していた案件を組織的に隠蔽するため、被害者に対しいやがらせをし、ハラスメント行為を捏造し懲戒処分を持ち込んだのが真相である。冤罪の実態及び手続きがこれらの文書からも読み取れる。

諮問庁の諮問の理由は根拠もなく、論理的にも破綻している。また説明も不十分では理由を満たしていない。よって本件審査においてはすべて私の主張を漏らさず認めるのが妥当と思慮する。

本件の審査結果等を公表するに当たっては個人情報の保護に格別の配慮を依頼する。とくに本件の理由説明書はじめ開示対象物、本意見書には個人情報(個人名を含む)が多数含まれている。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 異議申立ての経緯

平成27年3月17日に、異議申立人から、本件請求保有個人情報の開示請求があった。

これに対し本学では、当時、相当数の開示請求を受付け処理中であったため、期限内に処理することが困難であったため、平成27年4月16日付けで保有個人情報開示決定延長通知書を送付し、開示決定期限を平成27年5月18日に延長した。

本件請求に係る保有個人情報については、探索の結果、その全部を開示するもの、開示請求者以外の個人に関する情報である法14条2号及び本学の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある法14条5号に該当する不開示情報が記載されているため法15条により部分開示する決定をするもの及び該当する文書を作成しておらず、文書不存在として法18条2項により開示をしない旨の決定を平成27年5月14日付けで行った。

その後、平成27年6月15日付けの異議申立書が提出され、同月19日付けでこれを受理したものである。

2 諮問理由説明

(1) 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、おおむね上記第2の2(1)のとおりである。

(2) 諮問の理由

今回、異議申立てのあった請求は、異議申立人を相手方としたハラスメント事案について、ハラスメント全学防止対策委員会がハラスメント申立人に発出した「ハラスメント申立ての調査結果について(通知)」に記載された内容の根拠等、委員会における審議内容の分かる文書等及び本通知に係り執られた措置等の分かる文書等の保有個人情報についてである。

請求1に対しては、文書1ないし文書3を特定した。そのうち、文書2に記載された開示請求者以外の個人に関する事案の記述部分を法14条2号後段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報及び文書3の担当係長以外の係長以下職位の職員の印影部分を、法14条2号前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であり、当該記述部分及び印影部分により開示請求者以外の特定の個人を識別できるものに該当するとして不開示とし、文書2の委員長及び役職指定の委員並びに請求人が知り得ている委員以外の委員氏名、所属部分は法14条5号柱書きに規定する事務又は事業に関する情報であり、開示することにより結果を不服とする者から委員に対し批判や責任追及等がなされるおそれがあり、また、これを避けようと、今後、委員がハラスメント調査に関して踏み込んだ発言や調査を躊躇したり、負担の重さを理由に就任を固辞したりするなどといった事態が生じる可能性は否定できず、ハラスメント防止のために本学が行うべき制度そのものの形骸化を招くおそれがあるため、当該委員会の性質上、当該委員会の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するとして不開示とし、また、措置有効期限が分かる文書については、該当する保有個人情報は存在しないため保有個人情報不存として不開示とした。

これに対し異議申立人は、「総長からの指示の根拠」を示す記載がない旨を申し立てているが、東北大学ではハラスメントの防止・排除及びハラスメントに関する問題の対応について必要な事項を「国立大学法人東北大学におけるハラスメントの防止に関する規程」として定め、第3条で、総長はハラスメントの防止等のために必要な施策を講じなければならないことを規定しており、請求内容の趣旨に合致するものと判断し当該文書(文書1)を特定した。また、文書2及び文書3は、総長へ報告を行い指示が出された本件措置が執行されるまでの一連の経過が分かる文書として特定した。本ハラスメント事案は、ハラスメント全学防止

対策委員会委員長から口頭で総長に報告が行われ、総長からの指示も口頭で出されているため、保有個人情報として保有しているものは、特定した文書以外に存在しない。

請求2に対しては、ハラスメント全学防止対策委員会での審議内容が分かる文書として、請求1で特定した文書2及び文書3を特定し、請求1と同様の箇所を同様の理由で不開示とした。異議申立人は、特定関係者が「総長からの指示」があったと主張しているにもかかわらず、不存在とされている文書があることは不自然かつ矛盾がある、と申し立てているが、異議申立人が求めている議事メモに係る原議書、被措置者所属部局（特定部局Y）に交付された文書及び原議書及び措置有効期限が分かる文書はいずれも作成しておらず保有していないことから、該当する保有個人情報は存在しない。

請求3については、異議申立てを受け改めて探索したが、すでに開示したメール（1件、文書4）以外に特定組織a及び特定組織bがとった措置・対処が分かる文書はなく、該当する保有個人情報は存在しない。異議申立人は、以前の審査会答申書に明記されている旨主張しているが、職員と接触しない範囲での立ち入りや利用は行われていることが記述されているに過ぎず、該当文書の存在について記述されているものではない。

以上の理由から、本学の決定は妥当と考え、平成27年5月14日付けの保有個人情報の部分開示決定処分を維持し、諮問するものである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成29年2月23日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年3月23日 | 異議申立人から意見書を收受 |
| ④ | 同年5月12日 | 審議 |
| ⑤ | 同月23日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報を特定し、一部開示する原処分を行った。

異議申立人は、本件対象保有個人情報の外にも開示請求の対象として特定すべき保有個人情報があるはずであるとして、原処分の取消しを求めていると解されるところ、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象保有個人情報の

特定に係る判断について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 本件開示請求は、異議申立人を相手方とするハラスメント事案に関するハラスメント全学防止対策委員会及び特定部局Xの対応等に係る保有個人情報の開示を求めるものであるため、原処分には当たっては、東北大学において上記委員会の事務を行うこととされている人事給与課労務管理係（組織変更に伴い人事課職員第1係から名称変更）及び特定部局Xにおいて、本件請求保有個人情報に該当する可能性がある情報の探索を行い、うち人事給与課においては本件対象保有個人情報の存在が確認されたことから、その全てを開示決定等の対象としたものである。

イ 諮問に当たって改めて探索を行ったところであるが、上記各組織のいずれにおいても、本件対象保有個人情報の外に開示請求の趣旨に沿う保有個人情報の存在は確認されなかった。

また、異議申立人の主張のうち、本件請求保有個人情報の存否に係る部分について事実関係の確認等を行った結果は下記（ア）ないし（エ）のとおりであって、いずれも原処分で特定されなかった保有個人情報（文書）の存在を示すものではなく、本件請求保有個人情報の性格上、他の部局に該当の情報が記録された文書が保管されていることも想定し難いことから、諮問庁としては、原処分における保有個人情報の特定は妥当であったと判断するものである。

（ア）「総長からの指示の根拠」がないとする主張等について

理由説明書（上記第3）で説明したとおり、当該「指示」は「国立大学法人東北大学におけるハラスメントの防止に関する規程」（文書1）の規定が根拠となるものである。

また、当該指示は、ハラスメント防止対策委員会委員長からの報告を受け、その場で口頭で行われたものであるため、それ自体は文書としては存在しないが、行われたことは事実であり、総長の関与は禁止されており指示はあり得ない等といった異議申立人の主張は、誤解に基づくものである。

（イ）「接触しない措置」の有効期限について

当該「措置」の内容から、その有効期限等を明確に示すべき性質のものではないと判断されたため、期限の設定はされておらず、それを記録した文書は存在し得ない。また、有効期限を設定しないことについては特に議論はなく、その後疑義が生じることも想定していなかったため、「期限を定めない」旨が文書化されることもなかったものである。

（ウ）「接触しない措置」の異議申立人所属組織への連絡について

異議申立人所属組織に対しては、所属長に対し、部局長の責務に基づき、異議申立人に対する適切な指導を行うよう勧告、要請を行っているが、これはその趣旨から通例どおり口頭で行われているため、文書としては存在しない。また、その後「接触しない措置」に関する連絡、対応等に伴い作成、送付された文書、メール等の存在も確認されなかった。

(エ) 「特定部局X側が執った措置等」について

理由説明書(上記第3)で説明したとおり、原処分において特定したメール(文書4)以外に、請求に該当すると判断し得る情報が記録された文書の存在は認められなかった。

なお、特定部局Xでは、異議申立人の「接触しない措置」について、所属職員には口頭で周知することとし、文書による周知は行われていない。その経緯については特に記録がなく、明確に確認はできなかったが、職員はこれまで施設内で起こったことを見聞きしていたため、特に文書を作成せず、口頭での説明で十分であると判断されたものと思われる。

- (2) 本件対象保有個人情報の作成、取得の経緯及びその内容等に鑑みれば、上記諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、東北大学において本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められず、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件対象保有個人情報を特定し、一部開示した決定については、東北大学において本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙

1 本件請求保有個人情報

私は東北大学教員である。東北大学の或る事案に関わり処分を受けた。その手続きや処分に重大な疑念が生じている。本件開示請求ではその事案に関わり、東北大学情報公開室を介して開示された「ハラスメント申立ての調査結果について（通知）」（添付文書）につき保有個人情報の開示を求める。

請求1 添付文書にあるように「特定部局X職員への接触しない措置」は「総長からの指示」である。総長へ指示を仰ぎ、総長から指示が出され、本件措置が執行されるまでの一連の経過の分かる一切の文書の開示を請求する。特に「総長からの指示」の根拠、当該規約、指示内容、措置内容詳細および措置有効期限が分かる文書類一切の開示を求める。

請求2 「特定部局X職員への接触しない措置」に係り、ハラスメント全学防止対策委員会での審議内容の分かる文書、および被措置者および被措置者所属部局（特定部局Y）に交付された文書および、それら「東北大学原議書」類の開示を求める。特に、措置有効期限が分かる文書を特定し開示することを求める。

請求3 「特定部局X職員への接触しない措置」に係り、特定部局Xとして執った措置、対処が分かる一切の文書の開示を求める。特定組織a、特定組織b別に開示して欲しい。とくに私の特定部局X施設利用にかかわり作成ないし取得された一切の保有個人情報（私から代表者への依頼；私の“接触状況”の記録類）を含む。期間は特定日Aより現在まで。

2 本件対象保有個人情報が記録された文書

文書1 国立大学法人東北大学におけるハラスメントの防止に関する規程

文書2 ハラスメント全学防止対策委員会（特定日B）議事メモ

文書3 ハラスメント申立ての調査結果等について（通知）（原議書・通知）

文書4 相手方からの問い合わせメール（1件）